

別表六の二(十三)

「28」欄又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 度				法人名	()					
各 連 結 法 人 の 合 計	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「56の①」)	21	円	各 連 結 法 人 の 合 計	円		
		調整前連結税額の個別帰属額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$	2		特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計)	22				
					繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	23				
					調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	24				
	合 連 結 法 人 分 の 合 計	法人 税 額 基 準 額	6	$(25) \times \frac{(1)}{(2)}$	結 当 法 人 分 の 合 計	25		各 連 結 法 人 の 合 計	円	
			個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	7		総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$	26			
			法人税額基準額 (6)と(7)のうち少ない金額)	8		当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	27			
		当期税額控除可能額 (5)と(8)のうち少ない金額)	9	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十一)「23の②」)	28					
		調整前連結税額超過構成額 (9)	10	総調整前連結税額超過構成額 $(24) \times \frac{20}{100}$	29					
		計 算 分	税 額 基 準 額	14	$(2) \times \frac{20}{100}$	前 期 の 合 計	29		繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	円
個別帰属額基準額の残額 (14)又は(14)-(9))				15	総調整前連結税額基準額の残額 (29)又は(29)-(26))		30			
法人税額基準額 (13)と(15)のうち少ない金額)				16	繰越税額控除可能額 平 . . . (各連結法人の(40)①)の合計		31			
当期繰越税額控除可能額 (12)と(16)のうち少ない金額)			17	平 . . . (各連結法人の(40)②)の合計	32					
調整前連結税額超過構成額 $(34) \times \frac{(40)①}{(31)} + (35) \times \frac{(40)②}{(32)}$			18	合 計	33					
当期繰越税額控除額 (17)-(18)	19		調整前連結税額超過構成額 連 結 事 業 年 度 平 . . . (別表六の二(二十一)付表「24の②」)	34						
法人税額の特別控除額の個別帰属額 (11)+(19)	20		平 . . . (別表六の二(二十一)付表「25の②」)	35						
			合 計	36						
			当期繰越税額控除額の合計額 (33)-(36)	37						
			法人税額の特別控除額の合計額 (28)+(37)	38						
		各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算								
		連結事業年度又は事業年度	39	当期控除額	40	翌期繰越額 (39)-(40)	41			
		平 . . . ①	円	円						
		平 . . . ②				外 円				
		計		(17)						
		当期分	(5)	(9)		外				
		合 計								

「28」欄

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の15第2項」
 ② 「区分番号」欄:「10294」
 ③ 「適用額」欄: 当該別表六の二(十三)「28」欄の金額(円単位)

「37」欄

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の15第3項」
 ② 「区分番号」欄:「10295」
 ③ 「適用額」欄: 当該別表六の二(十三)「37」欄の金額(円単位)

別表六の二(十三) 平二十六・四・一以後終了連結事業年度分